

岡山県建設工事総合評価落札方式<拡大分>試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県が発注する建設工事において、総合評価落札方式の適用範囲の拡大を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象となる建設工事は、設計金額6千万円以上1億2千万円未満の工事のうち、次の各号に掲げる類型の区分に応じ、当該各号に定める工事に該当するものの中から、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者（以下「契約担当者」という。）が選定する。

- (1) 特別簡易拡大型（チャレンジ型） 設計金額6千万円以上8千万円未満の土木一式工事のうち、企業の地域貢献等と入札価格を一体として評価することが妥当なもの
- (2) 特別簡易拡大型（スマート型） 設計金額8千万円以上1億2千万円未満の工事のうち、同種工事の経験、成績等と入札価格を一体として評価することが妥当なもの

(入札時に必要な書類)

第3条 契約担当者は、価格以外のその他の条件について評価を行う際に必要な次に掲げる資料等を、入札参加者から提出させるものとする。

- (1) 自己採点表（様式第11号）
 - (2) 技術資料（特別簡易拡大型（チャレンジ型）にあつては様式第7-1号、特別簡易拡大型（スマート型）にあつては様式第7-2号）及び関係書類
- 2 資料等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された資料等は、返却しないものとする。

(落札者決定基準)

第4条 契約担当者は、技術審査部会に諮り、様式第9-3号又は様式第9-4号に準じ、評価基準、評価の方法その他の基準からなる落札者決定基準を定めるものとする。

(失格基準価格)

第5条 特別簡易拡大型（チャレンジ型）に係る契約において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる基準となる価格（以下「失格基準価格」という。）を設ける。

- 2 失格基準価格を下回る価格で入札を行った者は、失格とする。
- 3 失格基準価格は、予定価格（消費税額及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）に10分の9.1を乗じて得た額（その額に10万円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てた額）とする。

(落札決定の保留)

第6条 特別簡易拡大型（チャレンジ型）については、開札の結果、予定価格の制限の範

囲内の価格で、かつ、失格基準価格以上の価格での入札があった場合には、入札参加資格を審査するため、落札者の決定を保留する。

(落札者の決定方法)

第7条 契約担当者は、第6条の規定による落札者の決定の保留後、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち失格基準価格以上の価格で入札した者について、技術審査部会を経由して入札調査委員会に諮り、評価値の最も高い者を落札者とする。

2 評価値が最も高い者が2名以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項（総合評価落札方式に係る落札者決定基準等を含む。）は、岡山県建設工事総合評価落札方式要領（平成19年6月1日施行）（特別簡易型に係る規定に限る。）又は一般競争入札（条件付）実施要領（平成18年6月1日施行）の規定によるものとし、これらのいずれにも定めのない事項等については、必要に応じて別に定める。

2 特別簡易拡大型（スマート型）に係る岡山県建設工事総合評価落札方式要領（平成19年6月1日施行）第9条第3号の規定の適用については、同号中「特別簡易型は75点」とあるのは「特別簡易拡大型（スマート型）は85点」とする。

3 岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領（平成19年6月1日施行）は、特別簡易拡大型（チャレンジ型）に限り適用しない。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同年4月1日以降に入札公告を行う建設工事について適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行し、同年6月1日以降に入札公告を行う建設工事について適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事について適用する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事について適用する。

附 則

この要領は、令和8年6月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事について適用する。